

規制の事前評価書

1. 政策の名称
国内清算機関の基盤強化
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
国内清算機関には、資本金規制及び主要株主規制が義務付けられていない。
 - ② 問題点
一定の店頭デリバティブ取引等について、国内清算機関の利用の義務付けにより、国内清算機関は、金融商品取引業者等が行う当該取引について、決済リスクを集中的に引き受け、履行の保証を行うこととなり、システム上重要なインフラとなる。
しかしながら、財務基盤が脆弱であることにより決済の履行の保証に悪影響を与えるおそれがあることや特定の大株主がその業務運営に不当な影響力を行使するおそれを防止する制度が整備されていない。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
危機の伝播を遮断する役割を担うシステム上重要なインフラである国内清算機関の性質上、財務基盤を強化し、また業務運営に不当な影響力が行使されることを防止する必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 156 条の 5 の 2、第 156 条の 5 の 3、第 156 条の 5 の 4、第 156 条の 5 の 5、第 156 条の 5 の 6、第 156 条の 5 の 7、第 156 条の 5 の 8、第 156 条の 5 の 9、第 156 条の 5 の 10、第 156 条の 5 の 11、第 156 条の 12 の 3
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容
国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の 5%超を保有した者に対する届出義務に加え、原則、議決権の 20%以上を保有しようとする者に対する認可制を導入する。

5. 想定される代替案

国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務を導入する。なお、議決権の20%以上を保有しようとする者に対する認可制は導入しない。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。また、議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用、議決権の20%以上を保有しようとする者には、認可申請に伴う費用が発生する。

② 代替案

資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

資本金規制遵守確認のための報告の徴取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査、議決権の20%以上の保有に係る認可審査等に伴う費用が発生する。

② 代替案

資本金規制遵守確認のための報告の徴取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査等に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

その他の社会的費用は発生しない。

② 代替案

特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使された場合に、清算参加者や取扱商品の範囲等について恣意的に決定されるおそれがあり、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念がある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資する。加えて、議決権の5%超の保有者の把握が可能となるとともに特定の大株主によって、清算機関の運営に不当な影響力が行使されることを防止することができる。

(2) 代替案

システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資するとともに、議決権の5%超の保有者の把握が可能になる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用と行政費用が新たに発生することになる。

しかし、主要株主規制、資本金規制の導入により、システム上重要なインフラである国内清算機関の基盤を強化し、危機の伝播の遮断に資することによるプラスの効果は、新たな費用の発生によるマイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

遵守費用と行政費用については、議決権の20%以上を保有しようとする者の認可申請に伴う費用の分だけ、代替案より本案の方が高い。

しかし、代替案では、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を不要とした場合、①特定の大株主に対して、認可権に基づく当局による継続的な監視等ができないこととなり、②特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使され、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念があり、認可申請に伴う遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

従って、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務に加え、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を義務付ける本案が適切と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。